

国際交流基金日米センター  
一般公募助成事業  
ガイドライン  
《募集要項》  
平成30(2018)年度

目次

I.	はじめに	2
II.	日米センターの事業分野	2
III.	日米センター助成プログラム	2
	<b>カテゴリーA 知的交流：政策指向型事業</b>	3
	1. プロジェクトの要件	
	2. 優先事項	
	3. 審査の基準	
	<b>カテゴリーB 地域・草の根交流：対日理解促進/ネットワーク形成型事業</b>	4
	※米国からの申請のみ	
	1. プロジェクトの要件	
	2. 優先事項	
	3. 審査の基準	
IV.	申請資格	6
V.	助成対象経費	7
VI.	申請手続	8
VII.	申請書類	9
VIII.	申請に当たってご了解いただきたい事項	12
	申請書(所定様式部分)サンプル	13
	予算書(所定様式部分)サンプル	15
	助成プログラム手続の流れ	17
IX.	その他ご参考	18
	安倍フェローシップ	
	国際交流基金の事業	

## I. はじめに

国際交流基金日米センターは、次の二つの目的を掲げて、1991年4月に国際交流基金の中に設立されました。東京及びニューヨークに事務所があり、主催・共催事業や助成事業、フェローシップ事業を行っています。本書では、一般公募助成事業についてご案内します。

### 日米センターの目的 Mission

- 日米両国が国際的責任を分かち合い、世界に貢献するため、世界的視野に基づく協力を推進すること（日米両国の共同による世界への貢献）
- 相互理解に基づく揺るぎない協力関係を実現するため、日米両国の各界各層における対話と交流を促進すること（日米関係の緊密化）

## II. 日米センターの事業分野

日米センターは、日米グローバル・パートナーシップの構築と、そのために必要な次世代人材の育成に貢献すべく、2010年より以下の三つの分野で事業を実施しています。

### グローバル・パートナーシップの構築

世界の多くの地域が直面する課題の克服にむけて、日米が重要な役割を果たす地球規模の取組や、それらの課題解決を目指す人々の連携・パートナーシップ構築を推進する事業を実施・支援します。とりわけ、多種多様な利害関係者（ステークホルダー）が立場の違いを越えて対話に参画し、協同して個別の課題の解決にあたるための「場」の提供を重視します。また、日米共同事業の推進という枠組を踏まえつつ、課題解決の上で重要となる日米以外の国々、とりわけアジアからの参加を得て実施されるプロジェクトを特に優先的に支援します。

### グローバル・パートナーシップを担う日米の人材育成・支援

各分野で次代を担うことが期待される若手リーダーの育成事業や安倍フェローシップ・プログラムなどを通じて、グローバル・パートナーシップを担う日米の人材育成・支援を行います。また、そうした人材同士のネットワーク形成にも重点をおきます。

### 知日層の拡大・深化

日米関係の基盤強化（日米二国間関係の強化）を目的として、日米協会等の日米関係の拠点に対する支援や、日米交流の機会が比較的少ない地域への草の根交流コーディネーター派遣事業などを通じて、米国内の各界各層における交流の拡大・深化を目指します。

## III. 日米センター助成プログラム

日米センターは、次の二つのカテゴリーを助成対象としています。

### カテゴリーA 知的交流分野：政策指向型事業

日米の非営利団体（大学、シンクタンク、NPO等）が共同して実施する取組で、社会科学分野における現代のグローバルな課題解決に向けた日米共同の政策研究／対話プロジェクトを支援します。（→3ページ）

### カテゴリーB 地域・草の根交流分野：対日理解促進/ネットワーク形成型事業

#### ※米国からの申請のみ

米国の団体が実施する市民レベルの対日理解・日米交流の促進を目的としたネットワーク形成及び組織基盤強化、並びに学校教育課程や地域における対日理解促進事業を支援します。（→4ページ）

## カテゴリーA 知的交流分野：政策指向型事業

日米センターでは、現代社会の課題や地球規模の課題解決に向けて、日米の非営利団体（大学、シンクタンク、NPO等）が共同して実施する、社会科学分野における現代のグローバルな課題解決に向けた日米共同の政策研究／対話プロジェクトを支援します。社会科学分野の研究者・実務家に加え、解決すべき課題に関連する科学技術分野の専門家の参加も歓迎します。また、具体的な成果や効果的な成果普及が見込まれるプロジェクトを重視します。

### 現在の関心領域

- ・ 国境を越える脅威への対応：気候変動、災害復興・防災、パンデミック、不拡散、テロリズム、サイバーセキュリティ、食・水・エネルギー安全保障、環境問題等
  - ・ 国際的・地域的経済問題：貿易協定、財政金融の安定、持続可能な発展、貧困と格差
  - ・ 社会の多様化・複雑化をめぐる諸問題：高齢化等人口問題、人の移動、社会的格差、持続可能な都市化、コミュニティのレジリエンス、ロボット工学／オートメーション
- ※ 日米センターはプログラムの趣旨に合った質の高いプロジェクトを募集しています。上記に当てはまらなくてもプログラムの趣旨に合致していれば、応募可能です。

### 1. プロジェクトの要件

申請プロジェクトには、次の各要素を必ず含めてください。

- ・ 日本側申請団体については米国に、米国からの申請団体については日本に協力団体があり、日米による共同事業としての協力体制が確保されていること。協力団体は、企画段階から成果普及までを通して共同事業として申請プロジェクトに取り組むこと。
- ・ 日米両国に対し政策関連性をもつ現代的な課題であること。
- ・ 活動の理念、参加者、目的を論じる明確で具体的な方法論があること。
- ・ 理念や参加者に広く多角的な視点が含まれること。
- ・ ネットワーク形成や成果普及を目的としたシンポジウム、会議、ワークショップなどの催しを少なくとも1年間に1回は行うこと。
- ・ 図書出版や学術論文執筆など成果普及方法があること。
- ・ 総事業費の20%以上が日米センター以外の資金（自己資金、他の助成金等）により賄われていること。
- ・ 2018年4月から2019年3月までの間に開始されるプロジェクトであること。

### 2. 優先事項

以下の諸点をより高い度合いで満たすプロジェクトを優先して採用します。ただし、判断は総合的に行うので、これらをすべて満たさなければいけないというものではありません。

- ・ 地球規模の課題を解決していく上で重要となる日米以外の国々、とりわけアジアからの参加があること。
- ・ プロジェクトのテーマや目的に即した多様なステイクホルダー（関係者や専門家）の参加を得ていること。
- ・ 人種、性別、地理的な多様性が考慮された参加者を有すること。
- ・ 課題に対する長期的な取り組みを示すこと。
- ・ 課題に対し先駆的な概念や手法を有すること。
- ・ 協力団体等の他財源を含む、効率の良い予算計画を有すること。
- ・ プロジェクトの成果が広く共有されること。また、既存の知識体系や実践の蓄積に効果的に影響を与え、政策形成に資すること。

### 3. 審査の基準

- ・ 申請者の事業遂行能力があること。
- ・ 日米協働の必要性和実施体制があること。
- ・ 事業目的遂行のための手法が確立されていること。
- ・ 長期的インパクトと持続性を持ち得ること。
- ・ 成果普及計画、及び予算の効率性が確保されていること。

なお、助成対象とできない事業については、「IV. 申請資格」（6 ページ）をご覧ください。過去に採用された助成事業の一覧については国際交流基金日米センターのウェブサイトをご覧ください。

**カテゴリーB 地域・草の根交流：対日理解促進/ネットワーク形成型事業****※米国からの申請のみ**

日米センターでは、米国の非営利団体が実施する日米交流や日本理解の促進を目的としたネットワーク形成、基盤強化、プログラム開発などを行なう事業を支援します。大学、博物館、日本庭園、地域で日本に関連した活動を行う団体など、米国には、これまでの日米間のパートナーシップの基盤形成の一端を担ってきた多様な団体が存在します。日米交流を深め、また日米交流を担う次世代の育成を行い、さらには日米両国の市民の相互理解を促進するための革新的な取組を募集します。次のいずれかに該当する事業への支援を行います。

**助成対象となる事業（次のいずれかに該当する事業が申請可能です）**

- ・ 米国において対日理解・交流を担う多様な団体や個人の、全国レベルや地域レベルでのネットワーク形成プロジェクト
- ・ 多様な対日理解・交流活動の促進を行う全米あるいは地域レベルのネットワークを有する団体の基盤整備及びプログラム開発
- ・ 研修、交流、会議、教員ワークショップ、日本理解教育の教材開発等の事業を通じた、現代日本の課題（例えば社会起業、震災からの復興と防災、ポピュラー・カルチャー、高齢化社会、スポーツなど）への理解の促進

**1. プロジェクトの要件**

申請プロジェクトには、次の各要素を必ず含めてください。

- ・ 活動の理念、参加者、目的を論じる明確で具体的な方法論があること。
- ・ 事業の波及効果や先進性、革新性、及び持続可能性と中長期的な発展性が、日米センターによる助成期間終了後も続くこと。
- ・ 理念や参加者に広く多角的な視点が含まれること。
- ・ ネットワーク形成や成果普及を目的としたシンポジウム、会議、ワークショップなどの催しを少なくとも1年に1回は行うこと。
- ・ 具体的な成果があること。
- ・ 成果の普及に関し、具体的な方法論、普及対象者、作成・頒布される成果物が明確であること。
- ・ 交流要素が含まれる事業については、日本側のカウンターパートの確保を必要とする。
- ・ 総事業費の20%以上が日米センター以外の資金（自己資金、他の助成金等）により賄われていること。
- ・ 2018年4月から2019年3月までの間に開始されるプロジェクトであること。

**2. 優先事項**

以下の諸点をより高い度合いで満たすプロジェクトを優先して採用します。ただし、判断は総合的に行うので、これらをすべて満たさなければいけないというものではありません。

- ・ 全国レベルや地域レベルで、具体的な成果とインパクトを持つ試み。
- ・ 質の高い内容のデジタル・メディアやテクノロジーの活用等の新しい試みや新規性、創造性に富むこと。
- ・ 地域レベルでは、中西部、南部、山岳部など、日本関連のリソースが比較的少ない地域からの申請、並びに従来日本の文化や課題との接点が少なかった層を対象とする。
- ・ 交流要素が含まれない事業についても、日本側のカウンターパートが確保されているプロジェクト。

**3. 審査の基準**

- ・ 申請者の事業遂行能力があること。
- ・ 日米協働の必要性と実施体制があること。（交流要素を含まない一部事業を除く）
- ・ 事業目的遂行のための手法が確立されていること。
- ・ 長期的インパクトと持続性を持ち得ること。
- ・ 成果普及計画、及び予算の効率性が確保されていること。
- ・ 地域的な配分とバランスへの配慮がなされていること。

なお、上述の要件を満たしているプロジェクトであっても、青少年交流が主たる目的である事業については優先度が下がります。

また、助成対象とできない事業については、「IV. 申請資格」（6 ページ）をご覧ください。過去に採用された助成事業の一覧については国際交流基金日米センターのウェブサイトをご覧ください。

## IV. 申請資格

### カテゴリーA 知的交流：政策指向型事業

日米いずれかの国にある、営利を目的としない団体とします。

米国からの申請の場合は、米国内国歳入法（IRS）の501(c)(3)に定められた資格を有する必要があります。

日本からの申請の場合は、教育・研究機関（大学の場合、学部・学科等を含む）、及び社団法人・財団法人・特定非営利活動法人等です。ただし、次に掲げる団体等は助成対象となりません。

- ・ 国立大学法人、公立大学（ただし任意研究者グループ等は可）
- ・ 日本政府（国立機関を含む。）、地方公共団体（公立大学、公立中学・高校その他の公立機関を含む。）、特殊法人、独立行政法人、地方独立行政法人
- ・ 外国政府（研究・教育機関を除く。）、在日外国公館
- ・ 国際機関（日本政府が拠出している政府間機関）
- ・ 独立行政法人国際交流基金反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年度規程第52号）第2条第2項第1号に定める反社会的勢力とみなされる団体。

なお、法人格がなくても、組織や責任体制が確立され、かつ代表者又は管理人の定めがある場合は対象とすることがあります。

日米センターの助成は、原則として日米が共同して実施するプロジェクトを対象とします。ただし、日米が重要な役割を占めるものであれば、そこに他の諸国の人々や団体が参加することは歓迎します。

申請は、1プロジェクトに対し1団体が代表して行うこととしてください。

### カテゴリーB 地域・草の根交流：対日理解促進/ネットワーク形成型事業

（米国からの申請のみ）

米国における日本理解の促進や日米間のネットワーク形成を目的としているため、米国からの申請のみ受け付けています。申請希望者はニューヨーク日米センターに申請書類（英語版のみ）を提出してください。

### カテゴリーA、B共通

●次のようなプロジェクトは助成対象としません。

- ・ 営利を目的とするもの
- ・ 宗教的又は政治的な目的のために行われるもの
- ・ 特定の主義、主張、政治的立場を支持するもの
- ・ 政策関連性を伴わない医療、技術等自然科学分野のプロジェクト
- ・ 大学へのコースや講座の設置、教員の給与の補填（研究プロジェクト等に直接参画する場合は、例外として考慮する場合があります）
- ・ 博士論文執筆を目的とした調査研究
- ・ スポーツ選手の強化訓練、育成、競技会の開催及びこれら競技会への参加
- ・ 奨学金プログラム、フェローシップ・プログラムの創設・支援
- ・ 語学教育を主な目的とするもの<sup>1</sup>
- ・ 社会福祉活動及び国際協力活動を直接行うもの（ただし、社会福祉や国際協力をめぐる知見の交換プロジェクトは対象となりえます）
- ・ 芸術関係のもの<sup>2</sup>
- ・ 友好親善を専らとするもの
- ・ 観光が主となるもの

計画のプロジェクト内容に必要ながあれば複数年度助成について考慮しますが、助成期間は連続2年を上限とし、また、助成の正式決定は1年ごとに行います。毎年継続して行われる催しが中心となるプロジェクトは、優先度が低くなります。

<sup>1</sup> 米国における日本語教育を主な目的とするプロジェクトについては、国際交流基金の「海外における日本語教育」関係プログラムを参照してください。<http://www.jpf.go.jp/j/program/japanese.html>

<sup>2</sup> 芸術関係のプロジェクトについては、国際交流基金の「文化芸術交流」関係プログラムを参照してください。<http://www.jpf.go.jp/j/program/culture.html>



## V. 助成対象経費

助成金額は、プロジェクトの規模に応じて大きささまざまです。過去の助成実績についてはウェブサイト参照してください。当該プロジェクトの実施に必要な直接経費で、原則として次のいずれかに当たるものを助成対象とします。

- ・ 国際交通費（エコノミークラス正規ディスカウントを上限とする）
- ・ 国内交通費
- ・ 宿泊費・食費
- ・ 謝金・人件費
- ・ 会議開催経費（会場借料・通訳料等）
- ・ 成果物作成経費（報告書の印刷製本費、翻訳費等）

また、間接経費は直接経費に対する助成額の10%を上限として申請できます。間接経費は、申請機関においてプロジェクトに関連して間接的に必要になる経費です（間接経費に含めることのできる経費については「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日付競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成26年5月29日改正）」にて提示されている「別表1 間接経費の主な用途の例示」《16ページ参照》に準じますのでそちらをご覧ください）。

助成額の上限は300万円程度で、プロジェクト費用の全額を助成することはありません。総事業費の20%以上を日米センター以外の資金（自己資金、他の助成金等）により賄われていることを条件とします。日米センターでは資金面でも日米間のパートナーシップを重視しているため、特に米国における財源確保が期待されます。

### ●助成対象外の経費

- ・ 資本金・基金の募集、債務の救済、寄付キャンペーン、広告、賞の創設
- ・ 申請プロジェクトに直結しない経常経費
- ・ 建築物の設計、建設、維持
- ・ 機械・機器類の購入
- ・ 土地の購入
- ・ 記念碑の建立

## VI. 申請手続

### 申請締切

## 2017年12月1日（金）（必着）

（2018年4月から2019年3月までの間に開始されるプロジェクトを対象とします）

日本の団体からの申請の場合、申請書類は、東京の日米センターに郵便・宅配便等でお送りいただくか、ご持参ください。電子媒体での提出は受け付けません。なお、米国の団体からの申請の場合は、ニューヨーク日米センターで受け付けています。  
今年度より、コンセプト・ペーパーの事前提出は不要となりました。

### 一般公募助成事業申請書提出先

#### 日本の申請機関

国際交流基金日米センター  
〒160-0004  
東京都新宿区四谷4-16-3  
Tel: 03-5369-6072  
Fax: 03-5369-6042  
E-mail: [cgpinfo@jpf.go.jp](mailto:cgpinfo@jpf.go.jp)  
<http://www.jpf.go.jp/cgp/>

#### 米国の申請機関

国際交流基金ニューヨーク日米センター  
The Japan Foundation Center for Global  
Partnership, New York  
1700 Broadway, 15<sup>th</sup> Floor  
New York, NY 10019 USA  
Tel: 1-212-489-1255  
Fax: 1-212-489-1322  
E-mail: [info@cgp.org](mailto:info@cgp.org)  
<http://www.cgp.org/>

#### 審査

審査は外部の専門家の意見を参考にして進めますが、専門家の氏名及びプロジェクトの評価は公表しません。  
審査結果は、**2018年4月上旬**に申請者のみにお知らせします。



## VII. 申請書類

申請に必要な提出書類は次のとおりです。

- A. 一般公募助成事業申請書（概要）〔指定用紙〕
- B. 一般公募助成事業申請書（本紙）〔様式自由；A4版に限る〕
- 別添 1 日米の協力団体及び主要参加者・関係者からの文書
- 別添 2 プロジェクト収支予算の詳細〔指定用紙〕
- 別添 3 プロジェクト実施日程
- 別添 4 主要参加者・関係者の経歴
- 別添 5 申請団体についての資料

申請や事前相談のために提出された書類は返却いたしませんので留意してください。

複写が追加で必要となる場合がありますので、申請書類は綴じないでください。

### ■ A. 一般公募助成事業申請書（概要）〔指定用紙〕

プロジェクト全体の要旨を記入いただきます。審査過程における確認作業の効率化のため、すべての項目につき可能な限り簡潔に記入し、A4×2枚に収めてください。なお、この用紙を日米センターウェブサイトからダウンロードしていただくと直接入力が可能です。

#### A-1 プロジェクト名称

対外的に使用するプロジェクト名称を記入してください。今後のすべての文書におけるプロジェクト名称となります。

#### A-2 申請団体概要

- (1) 申請団体は必ず非営利団体である1団体としてください。共同でプロジェクトを行う他の団体については、主要な参加・協力団体及び個人の欄に記入してください。
- (2) 原則として団体印を押していただきますが、団体印がない場合は代表者印も可とします。
- (3) 事業担当責任者欄には、最高責任者とは別に、プロジェクトの内容及び実施状況に関する連絡先となる担当責任者1名を決定し記入してください。

#### A-3 プロジェクトの目的及び内容

プロジェクトの実施目的及びプロジェクト全体の活動の概略（実施内容、方法、期待される成果、対象者等）を説明してください。

#### A-4 総経費・助成申請額

プロジェクトの総経費、及び日米センターへの助成申請額を記入してください。

#### A-5 プロジェクト実施予定期間

プロジェクト開始及び終了の年月を記入してください。計画のプロジェクト内容に必要性があれば複数年度助成について考慮しますが、助成期間は連続2年を上限とし、また、助成の正式決定は1年ごとに行います。

なお、助成金の支出はすべてこの期間内に行っていただくこととなりますので、それに見合った期間を設定してください。

#### A-6 プロジェクト実施日程

主な会合や実施予定内容の日程案及び実施場所を時系列に記入してください。

### **A-7 主要な参加・協力団体及び個人**

計画策定やその実施に携わる他の団体や個人について、団体・個人名、国名ならびにプロジェクトにおける役割を記入してください。なお、日本国内からの申請においては米国側及びその他の協力団体・個人についても記入してください。

### **A-8 過去における日米センター、又は国際交流基金からの助成実績**

申請団体が過去に日米センターから助成を受けている場合は、プロジェクト名称、助成を受けた年、及び助成総額を記入してください。また、国際交流基金の他のプログラムからの助成実績がある場合も同様に記入してください。

## **■ B. 一般公募助成事業申請書（本文）〔様式自由；A4版に限る〕**

次の諸点については必ず盛り込んでください。

### **B-1 プロジェクトの目的**

申請プロジェクトの実施目的や意義、達成目標。

### **B-2 プロジェクト実施方法**

- (1) 日本や米国、世界全体あるいはローカルな地域（州、県、市、コミュニティー等）にとっての重要性やニーズ、背景、政策関連性等について触れつつ、日米共同プロジェクトとして実施する意義や及び期待される成果等について具体的に記してください。
- (2) また、先行・類似のプロジェクトがあれば、概要を整理し申請プロジェクトに期待できる新しい貢献について説明してください。
- (3) シンポジウム、セミナー、会議等を実施する場合は、テーマ、プログラム内容、会議の開催形式（公開、非公開の別）、公開する場合には想定する聴衆の層、人数、事前広報の仕方等。
- (4) 現地調査（海外を含む）を行う場合はその方法。研究については理論やアプローチの詳細。

### **B-3 参加者及び協力団体・協力者とプロジェクトにおける役割**

- (1) 申請団体スタッフ及び主要な外部協力者の氏名、所属先・役職、役割分担。
- (2) 日米の主要協力団体のプロジェクトにおける役割、選定理由や妥当性・適格性、過去に共同プロジェクトを実施した場合にはそのプロジェクト概要。
- (3) 講演者の招へいや調査団の派遣がある場合、招へい者・派遣者の氏名、所属、専門等。プロジェクト参加者を外部から募る場合は、その募集方法（選考方法・基準含む）。

### **B-4 期待される成果とその普及方法**

- (1) 日米両国（プロジェクトによっては日米以外の国を含む）における具体的な成果の内容及びその発表・普及方法（成果印刷物の配布、セミナー等）。
- (2) 発表・普及の対象層（研究者、教育関係者、メディア、企業、NPO関係者、政策立案者、市民等）。
- (3) 成果物を作成する場合はその形態や内容。

### **B-5 準備状況**

協力団体、協力者との協議進捗状況、会場、参加者、収入予算等の確認状況。

### **B-6 プロジェクトの評価基準**

プロジェクトの達成度を測るための明確な評価基準（自己及び第三者によるもの）を記載してください。第三者評価には、催しの参加者・聴衆による評価も含まれますが、大型のプロジェクトについては、来場者アンケートだけでは不十分と考えられる場合もあります。その場合、評価予定者の氏名、所属先及び役職を記載してください。

## ■別添1 日米の協力団体及び主要参加者・関係者からの文書

協力団体、主要参加者・関係者が申請プロジェクトに関する協力及びその協力内容について合意した旨を示す文書（コピー可）を添付してください。

## ■別添2 プロジェクト収支予算の詳細〔指定用紙〕

日米センター、及び他の収入源について、金額をそれぞれ記し、総額を示してください。他の助成団体等への申請があれば、経過状況について記してください。

予算書には次の事項につき明示してください。助成対象経費については、VIをご覧ください。

### 支出

- ・すべての予算項目と年度毎の見込み。
- ・日米センターに助成申請を行う総額と用途項目の明細。
- ・可能な限り詳細な積算内訳。
- ・間接経費については、直接経費に対する助成額の10%を上限とします。

**収入** 収入源については次のとおり記してください。

- ・日米センターからの助成
- ・自己資金
- ・プロジェクトを通じた収入
- ・他の団体等からの助成（申請先、及び申請の経過状況について記してください）

なお、助成額の上限は300万円程度で、プロジェクト費用の全額を助成することはありません。総事業費の20%以上を日米センター以外の資金（自己資金、他の助成金等）により賄われていることを条件とします。

## ■別添3 プロジェクト実施日程

プロジェクトの各実施過程について、準備段階から成果普及（報告書作成・報告会開催等）に至るまでの綿密なタイムテーブルを作成してください。

## ■別添4 主要参加者・関係者の経歴

プロジェクト担当責任者、主要参加者・関係者の経歴を提出してください。

## ■別添5 申請団体についての資料

下記のような情報がわかる資料（年報や事業報告書等）を提出してください。うち冊子になっているものは3部提出してください。

- ・組織（役職員構成、その他構成員の人数等）
- ・沿革
- ・活動実績
- ・財政状況（過去3年度分程度）
- ・団体の定款、規約

## Ⅷ. 申請に当たってご了解いただきたい事項

### 1. 法令遵守

日米センターの助成事業は、国際交流基金の関係法令及び規程に従って実施されます。なお、助成金の受給や使用に関する不正行為があったときは、助成金の交付取消や返還命令（加算金を含む）、その他一定期間の申請資格停止等の措置をとり、場合によっては刑事罰が課されることがあります。

### 2. 連続助成の制限について

日米センターでは、過去3年間にわたって連続して同じプログラムで助成した団体については、4年目の助成を控えることを原則とします。これは、日米センター事業の受益者が固定化することを避け、より多くの方への支援の機会を設けるためです。ただし、継続すべき強い理由があると日米センターが判断する場合はこの限りではありません。なお、ある年度においてこの原則が適用されて採用されなかった団体がその翌年度に申請することは可能であり、また審査において優先度が低くなることはありません。

### 3. 情報公開

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づく開示請求が日米センター及び国際交流基金に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類等は、原則として開示されます。

また、採用された場合、プロジェクト名、助成先団体名、同団体代表者及び事業担当者の氏名・肩書き、プロジェクト概要、助成対象期間、助成金額の情報は、日米センター及び国際交流基金の年報、事業実績、ウェブサイト等において公表されます。

### 4. 個人情報の取り扱い

日米センターは、平成17年4月1日に施行された「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。日米センターを含む国際交流基金の個人情報保護への取り組みについては、以下のウェブサイトをご覧ください。<http://www.jpjf.go.jp/j/privacy/>

提出された申請書類は、個人情報を含め、審査にかかる内部処理のほか、審査及び事後評価のために、外部評価者等に提示・提供します。この場合、評価者には個人情報の安全確保のための措置を講じてもらうようにしています。

申請書類に含まれる個人情報（連絡先等）は、審査及びその後の助成金交付手続きのほか、次のような事柄で利用します。

- ・ 別の案件や委員委嘱依頼等のために連絡をとる。
- ・ 日米センター及び国際交流基金が行う別の事業についての案内を送付する。
- ・ 事業のフォローアップ調査を実施する。

採用となった対象事業の情報（代表者氏名・肩書、機関名、事業責任者氏名・肩書、事業名、研究会議参加者氏名・肩書・所属先、発行物の名称等）は、国際交流基金の年報、ニューズレター、ウェブサイト、統計資料等において公表させていただきます。

これらの個人情報の利用目的については、申請機関から主要関係者にもお知らせくださるようお願いいたします。

### 5. 海外での事業実施上の安全確保について

- (1) 海外での事業の実施にあたっては、関係者の安全な海外渡航・滞在のために、外務省海外安全ホームページから現地の安全情報を入手・確認してください。

※外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

- (2) 海外に渡航する際には「たびレジ」に登録し、海外におけるより一層の安全確保に努めてください。※「たびレジ」：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

※サンプル 申請用紙（所定様式）はウェブサイトからダウンロードしてご利用ください

# 国際交流基金日米センター 一般公募助成事業申請書（概要）



20 年 月 日

独立行政法人国際交流基金 日米センター所長 殿

日米センター一般公募助成事業ガイドラインに従い、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

## 1. プロジェクト名称

(和文)
(英文)

## 2. 申請団体概要

団 体 名 称	(和文)	印
	(英文)	
団 体 種 別（法人格）	公益／一般 財団法人・社団法人・特定非営利活動法人 その他（ ）	
住 所	〒	
代 表 者	役職名：	氏名：
事 業 担 当 責 任 者	役職名：	氏名：
	Tel：	Fax：
	E-mail：	
団体のウェブサイト	URL：	
団 体 の 概 要 (設立目的、設立年、主な活動内容、年間予算、職員数等)		

## 3. プロジェクトの目的及び内容（具体的な実施内容、方法、準備状況、実施により期待される効果、成果普及の方法等。この欄では簡潔にまとめ、詳細は別紙[一般公募助成申請書本文、様式自由、A4 版]に記述してください。）

(1)目的
(2)内容

4. 総経費・助成申請額

■総経費 [	円]	■助成申請額 [	円]
1年目総経費	円	1年目助成申請額	円
2年目総経費	円	2年目助成申請額	円

5. プロジェクト実施予定期間

自：20 年 月 日 ～ 至：20 年 月 日（ ）カ月間

6. プロジェクト実施日程（主な会合や内容の実施日程案及び場所）

7. 主要な参加・協力団体及び個人

団体・個人名、国名	プロジェクトにおける役割

8. 過去に日米センターあるいは、国際交流基金の他のプログラムからの助成を受けた実績のある場合、プロジェクト名称、年度、助成総額についてご記入願います。



日米センター助成申請 予算書フォーム

団体名：  
プロジェクト名：

(支出) 単位:円

経費項目 (日米センター申請額の内訳。 積算内訳や単価を記入してください)	日米センターへの 申請額	他財源 (助成申請予定も含む)	申請団体の自己資金	合計
<b>人件費・謝金</b>	0	0	0	0
例:原稿執筆謝金(●名×●●円)				0
例:シンポジウム講師謝金(●名×●●円)				0
例:アルバイト(時給●●円×●●時間)				0
<b>国際交通費・国内交通費</b>	0	0	0	0
国際航空賃				0
例:東京-ワシントンDC往復(●名×●●円)				0
例:大阪-ロサンゼルス往復(●名×●●円)				0
空港往復(●名×片道●円×2)				0
国内交通費				0
例:東京-大阪往復(●名×●●円)				0
<b>宿泊・食費</b>	0	0	0	0
宿泊費(滞在地、●名×●泊×●●円)				0
食費(●名×●日×●●円)				0
<b>会議開催費</b>	0	0	0	0
例:会場借料				0
例:通訳(●●円×●人×●日)				0
				0
<b>成果物作成経費</b>	0	0	0	0
例:報告書 印刷製本費(●●部)				0
例:原稿翻訳料(●●円×●枚)				0
<b>その他の直接経費</b> (日米センター以外の財源でまかなう直接経費)		0	0	0
				0
				0
<b>直接経費の合計額</b>	0	0	0	0
<b>間接経費</b> (直接経費の10%以下)	0	0	0	0
<b>合計額</b>	0	0	0	0

(注)総事業費の20%以上を日米センター以外の資金により賄われていることが条件となります。総事業費の20%↓

チェック欄

(収入)

日米センターへの申請額※助成額の上限は300万円程度	0
自己資金	0
他団体等からの助成、収入※申請先および経過状況について記入(確定、申請中等)	0
申請プロジェクトを通じた収入	0
<b>合計額</b>	0

（参考資料）

競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日付競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成26年5月29日改正）より

（別表1）間接経費の主な使途の例示

被配分機関において、当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

■ 管理部門に係る経費

－管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など

■ 研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費

－研究棟の整備、維持及び運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－設備の整備、維持及び運営経費

－ネットワークの整備、維持及び運営経費

－大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

－大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

－図書館の整備、維持及び運営経費

－ほ場の整備、維持及び運営経費

など

■ その他の関連する事業部門に係る経費

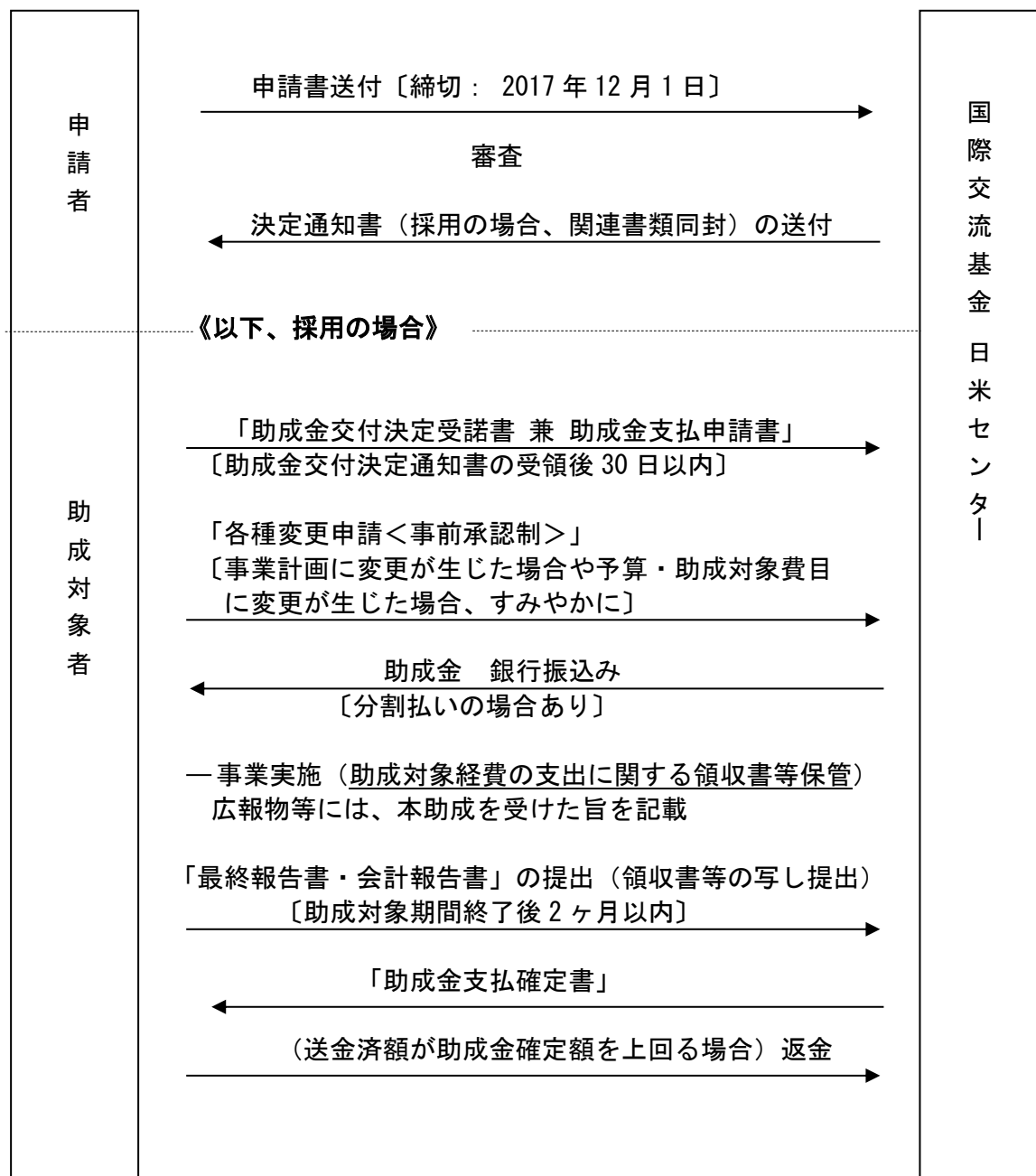
－研究成果展開事業に係る経費

－広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

【ご参考：日米センター助成プログラム 手続きの流れ】



- 注 1) 助成金は申請書に記載された事業に対して交付されるものですので、事業内容等に変更が生じた場合は助成金の減額や交付取消を行う場合があります。
- 注 2) 上記表中「各種変更申請」は、助成金支出内訳変更、事業期間延長、事業内容変更等がこれにあたります。
- 注 3) シンポジウム開催やワークショップ等イベントの開催予定は事前に日米センターへお知らせ下さい。当該事業及び当センターの広報活動のために使用させて頂く他、当センター職員が聴講させて頂く場合があります。また、論文寄稿・文献出版・メディアでの紹介等当該事業の外部発信があった場合にも当センターへ随時ご連絡下さいますようお願い致します。

## Ⅹ. その他ご参考

### ■安倍フェローシップ・プログラム

- ・研究者等対象
- ・ジャーナリスト等対象

国際交流基金日米センターは、将来の日米間、さらには世界の知的交流を担う人材の育成、それら研究者の国際的なネットワーク作りを目的とした研究奨学金プログラムである「安倍フェローシップ・プログラム」を運営しています。（米国社会科学研究評議会（Social Science Research Council）と共催で実施。）

なお、安倍フェローシップと国際交流基金フェローシップの両方を同じ年度内に受給することはできません。本フェローシップに関する募集要項その他詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

米国社会科学研究評議会（SSRC）東京事務所  
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-16-3  
Tel: 03-5369-6085 / Fax: 03-5369-6142  
E-mail: [ssrcABE@gol.com](mailto:ssrcABE@gol.com)  
<http://www.jpf.go.jp/cgp/fellow/abe/index.html>

### ■国際交流基金の事業

国際交流基金(ジャパンファウンデーション)は、国際文化交流を推進するための専門機関として昭和47（1972）年に設立され、平成15（2003）年10月に独立行政法人となりました。国際交流基金は、Ⅰ 文化芸術交流、Ⅱ 海外における日本語教育、Ⅲ 日本研究・知的交流の3つの分野で事業を行っています。これらの事業に対する支援プログラムについては、ウェブサイト又は「国際交流基金公募プログラムガイドライン（英文：The Japan Foundation Program Guidelines）」等を参照して下さい。

日米センターと他の国際交流基金の公募プログラムに、同じ事業を同時に申請することはできません。また、日米センターの事業と他の国際交流基金の事業では、申請手続や申請締切日が異なることがありますので留意して下さい。

国際交流基金の事業全般に関するお問合せは、当基金コミュニケーションセンター（Tel: 03-5369-6075 / E-mail: [jf-toiawase@jpf.go.jp](mailto:jf-toiawase@jpf.go.jp)）までご連絡ください。